

○世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議規則

令和 4 年 3 月 31 日規則第 33 号

世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、世田谷区地域経済の持続可能な発展条例(平成11年 6 月世田谷区条例第31号。以下「条例」という。)第 9 条第 5 項の規定に基づき、世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第 2 条** 条例第 9 条第 3 項に規定する委員は、次のとおりとする。

- (1) 区民 2 人程度
- (2) 事業者の代表者 11 人程度
- (3) 学識経験者 2 人程度
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者 2 人程度

(会長及び副会長)

**第 3 条** 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

**第 4 条** 会議は、会長が招集する。

(議事)

**第 5 条** 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第 6 条** 会議は、専門の事項を審議するため必要があると認めたときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

(意見聴取等)

**第7条** 会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者であって、専門的事項に関し学識経験のあるものその他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

**第8条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(世田谷区中小商工業振興対策委員会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 世田谷区中小商工業振興対策委員会規則（平成11年6月世田谷区規則第83号）
  - (2) 世田谷区農業振興対策委員会規則（平成11年6月世田谷区規則第84号）